平成２５年（フ）第８５２号
名古屋市東区徳川２丁目11番８号
破産者　株式会社明興電産
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８９号
神戸市垂水区高丸３丁目６番５号
破産者　株式会社神戸住宅販売
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０号
松江市東津田町2168番地108
破産者　株式会社東光
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
島根県出雲市湖陵町大池1772番地３
破産者　株式会社ヤマキ鮮魚
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５２８号
広島市東区光町２丁目９番14号
破産者　有限会社サン・ヴェール
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２号
北海道旭川市東光２条２丁目５番16号
破産者　株式会社大久保設計事務所
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
北海道網走郡大空町女満別東１条４丁目２番30号
破産者　株式会社古川建設
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
静岡県磐田市豊岡7033番地２
破産者　有限会社ゼステック
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１０２３号
岡山市北区大供３丁目１番４号ｗｉｌｌＤｏ岡山大供1207号
破産者　株式会社ル・クゥール
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９７５号
さいたま市北区日進町２―1717―２　サンビレッジＢ―103、住民票上の住所さいたま市西区大字中野林275番地10
破産者　近藤　共子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
滋賀県東近江市五個荘石塚町143番地１、手続開始時の住所滋賀県東近江市五個荘木流町519番地
破産者　布施　博和
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６２５６号
大阪府八尾市清水町１丁目４番21号
破産者　太田　晏弘
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６２号
大阪市住吉区我孫子東１丁目８番22―210号
破産者　中谷　淳一
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２９号
大阪市大正区三軒家東１丁目14番27―101号、開始決定時大阪市大正区三軒家西３丁目10番18号
破産者　荒木商店ことＥｙｅマートこと　荒木　重則
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６９号
大阪市旭区中宮３丁目13―20　プラザ杉山206号、開始決定時大阪市旭区中宮５丁目３番30号
破産者　マージャン仔馬こと　的場　清子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８０号
大阪市淀川区十三東５丁目２番25号　十三ハウス412号
破産者　田邉　祐二
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２号
大阪府茨木市主原町13番14号
破産者　久保　一博
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１２号
大阪府松原市若林１丁目５番31―Ｂ101号、前住所大阪府東大阪市旭町20番10号サンダージュ202号
破産者　田中　浩之
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係